

生涯学習人材バンク設置要綱

(設置)

第1条 小林市、えびの市又は高原町（以下「各市町」という。）内の各分野で活躍している豊富な知識、技能等を有する人材（以下「人材」という。）を幅広く発掘し、その情報を提供することにより、市民及び町民が互いに学び合う生涯学習を支援し、豊かな地域社会をつくるため、各市町の教育委員会に生涯学習人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 人材バンクの所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 人材バンクへの人材の登録、登録内容の変更及び登録の取消しに関すること。
- (2) 人材バンクに登録した人材の情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 人材バンクに登録指導者の資質向上に関すること。
- (4) その他人材バンクの運営に関し必要な事項

(登録対象者)

第3条 人材バンクの登録の対象となる人材は、生涯学習について理解のある者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) これまでの経験により指導しようとする内容の知識、技能等を体得している者
- (2) 教習、学習等により資格又は免許を取得している者
- (3) 多彩な趣味を持ち、地域等でそれを活かした活動している者
- (4) 文化遺産の保存若しくは保護、伝承技能の継承又は郷土芸能の伝承を行っている者
- (5) その他各市町の教育委員会が適当と認める者

(登録申込み)

第4条 自ら又は他者を人材バンクに登録しようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により各市町の教育委員会に提出し、申し込み、又は推薦しなければならない。

- (1) 自らの登録を申し込む場合 生涯学習人材バンク新規登録申込書（様式第1号）
- (2) 登録を推薦する場合 生涯学習人材バンク候補者推薦書（様式第2号）

2 前項第2号の規定により登録申込みを行う場合は、推薦者は、当該推薦をされる者の承諾を得なければならない。

(登録の決定)

第5条 各市町の教育委員会は、前条第1項の規定による申込み又は推薦があったときは、これを速やかに審査し、その結果を生涯学習人材バンク登録通知書（様式第3号）により、当該申込み又は推薦をした者に通知するものとする。この場合において、登録を却下することと決定したときは、当該決定に係る通知をする際にその理由を付するものとする。

(登録)

第6条 各市町の教育委員会は、前条の規定により人材バンクへの登録申込みを決定した場合は、人材バンクへ登録するものとする。

(登録期間)

第7条 人材バンクの登録期間は、登録した日(以下「登録日」という。)から登録日の属する年度の末日までとする。ただし、登録指導者の変更又は取消しが無いときは、これを更新することができる。

(登録指導者の公表)

第8条 人材バンクに登録された者(以下「登録指導者」という。)は、公表するものとする。

(登録内容の変更)

第9条 登録指導者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに各市町の教育委員会に生涯学習人材バンク新規登録申込書(様式第1号)により、届け出るものとする。

(登録の取消し)

第10条 各市町の教育委員会は、登録指導者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 登録指導者から申出があったとき。
- (2) 登録指導者が人材バンクを利用して政治活動、宗教活動又は営利活動を行ったとき。
- (3) 登録指導者が社会的信用を失墜させるような行為をしたとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その他各市町の教育委員会が登録指導者として不相当と認めたとき。

(人材バンクの利用)

第11条 人材バンクを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、各市町内に在住し、又は勤務している者とする。

2 人材バンクは、利用者が生涯学習活動を行うときに利用できるものとし、政治活動、宗教活動又は営利活動を行うときは、利用することができない。

(利用に係る費用)

第12条 登録指導者の交通費、材料費等の経費の負担については、登録指導者と利用者との間で協議し、決定するものとする。

(事務処理)

第13条 人材バンクの事務処理は、各市町の教育委員会において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、各市町の教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。